



宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月 1 日 (火曜日) 号外 第 23 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1	頁
---	---

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(平成18年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の医監、次長、参事、課長及び副参事 イ [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備対策監及び副参事</u> イ [略]

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則(平成18年宮崎県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>副参事及び課長補佐</u> イ [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備対策監、副参事及び課長補佐</u> イ [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。